

茨城県報 第6114号

昭和48年5月1日

火曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ●法人の指定(税務課)..... | 1 |
| ●使用料徴収事務の委託(県民福祉課)..... | 2 |
| ●精神薄弱者援護施設入所費用徴収基準額(障害福祉課)..... | 2 |
| ●狩猟者講習会の開催(林政課)..... | 3 |
| ●土地改良事業の適当決定(農地管理課)..... | 5 |
| ●換地計画の適当決定(3件)(“ ”)..... | 5 |
| ●道路区域の変更(道路維持課)..... | 6 |
| ●道路の供用開始(“ ”)..... | 7 |
| ●事業計画の変更認可(都市施設課)..... | 7 |
| ●道路位置の指定(建築指導課)..... | 8 |
| (教育委員会) | |
| ●昭和48年度芸術文化活動事業補助金交付要項..... | 8 |
| 公 告 | |
| ●争議行為の通知の公表(労政課)..... | 13 |
| ●土地立ち入り測量(用地課)..... | 14 |
| ●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)..... | 15 |

告 示

茨城県告示第464号

下記の法人を茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)第41条の2第4号に規定する法人に指定する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 法人名及び代表者名 | 法人の所在地 | 条例適用の日 |
|--------------------------|--------------------------|------------|
| 那珂町土地開発公社 理事長 軍 司 三 雄 | 茨城県那珂郡那珂町 大字菅谷3104番の1 | 昭和48年3月23日 |

茨城県告示第465号

茨城県立県民文化センター及び茨城県立県民福祉センターに係る使用料の徴収事務を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、社会福祉法人茨城県文化福祉事業団に委託した。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第466号

精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)第27条の規定に基づき、精神薄弱者援護施設入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者から徴収することのできる入所中の費用の徴収については次表のとおりとし、昭和4月1日から適用する。

昭和47年9月11日茨城県告示第890号は、廃止する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩上二郎

精神薄弱者援護施設入所費用徴収基準額表

| 各月初日の在籍入所者の属する世帯の階層区分 | | 収容施設 | 通所施設 |
|-----------------------|--|---------------------|----------------|
| 階層区分 | 定 義 | 徴収金基準額 (月額) | 徴収金基準額 (月額) |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 円 0 | 円 0 |
| B | A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 |
| C ¹ | A階層及びB階層を除き前年度分の所得税非課税世帯 | 1,200 | 600 |
| C ² | 前年度分の市町村民税所得割課税世帯 | 1,500 | 750 |
| D ¹ | A階層及びB階層を除き前年度分の所得税課税世帯であつて、その税額の年額区分が次の額である世帯 | 4,800円以下 | 2,500 |
| D ² | | 4,801円から 9,600円まで | 3,000 |
| D ³ | | 9,601円から 16,800円まで | 3,500 |
| D ⁴ | | 16,801円から 24,000円まで | 4,200 |
| D ⁵ | | 24,001円から 32,400円まで | 4,900 |
| D ⁶ | | 32,401円から 42,000円まで | 5,600 |

| | | | |
|-----------------|---|--------|-------|
| D ⁷ | 42,001円から 92,400円まで | 6,800 | 3,400 |
| D ⁸ | 92,401円から120,000円まで | 8,000 | 4,000 |
| D ⁹ | 120,001円から156,000円まで | 10,000 | 5,000 |
| D ¹⁰ | 156,001円から198,000円まで | 12,000 | 6,000 |
| D ¹¹ | 198,001円から250,000円まで | 15,000 | 7,500 |
| D ¹² | 250,001円以上 | | |
| 備考 | 同一世帯から2人以上の入所者がある場合においては、1人は、この基準額によるものとし、他の者については、基準額に0.1を乗じた額をもつて、その入所者の基準額とする。 | | |

ただし、次の算式により算定した支弁額がこの表に定める額に満たない場合においては、算式の支弁額とする。

算 式 [(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の入所者在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

茨城県告示第467号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条ノ2第1項の規定に基づく昭和48年度狩猟者講習会の開催について同法施行令第3条の規定により次のとおり告示する。

昭和48年5月1日

茨城県知事・ 岩 上 二 郎

| 回数 | 月日 | 曜日 | 所轄農林事務所 | 資格別 | 実施場所 | 対象地域 |
|----|------------|----|---------|-----|----------------|---|
| 1 | 6・5 | 火 | 県北 | 経験者 | 水戸市 市民会館 | 水戸市, 笠間市, 勝田市, 東茨城郡全域, 西茨城郡全域, 那珂町, 瓜連町, 東海村 |
| 2 | 11月 | | 〃 | 〃 | 日立市 中小企業福祉センター | 北茨城市, 高萩市, 十王町, 日立市 |
| 3 | 12月 13日 | 火水 | 県南 | 初心者 | 土浦市 市民会館 | 土浦市, 石岡市, 玉里村, 八郷町, 阿見町, 筑波町, 大穂町, 桜村, 千代田村, 出島村, 新治村 |
| 4 | 14日 15日 | 木金 | 鹿行 | 〃 | 鉾田町 茨城県鹿行合同庁舎 | 鹿行農林事務所管内全域 |

| | | | | | | |
|----|----------|--------|------------|-----|------------------|---|
| 5 | 16 | 土 | 〃 | 経験者 | 〃 | 〃 |
| 6 | 19 20 | 火 水 | 県 西 | 初心者 | 八千代町 第一中学校 | 県西農林事務所管内全域 |
| 7 | 21 | 木 | 〃 | 経験者 | 〃 東中学校 | 下館市, 関城町, 明野町, 真壁町, 古河市, 総和町, 猿島町, 下妻市 |
| 8 | 22 | 金 | 〃 | 〃 | 〃 | 水海道市, 結城市, 石下町, 千代川村, 八千代町, 岩井市, 境町, 五霞村, 三和町 |
| 9 | 26 27 | 火 水 | 県 北 | 初心者 | 日立市 農協会館 | 北茨城市, 高萩市, 十王町, 日立市 |
| 10 | 28 | 木 | 〃 | 経験者 | 大子町 中央公民館 | 常陸太田市, 久慈郡全域, 大宮町, 山方町, 美和村, 緒川村 |
| 11 | 7・3 4 | 火 水 | 〃 | 初心者 | 勝田市 館 日立工機体育館 | 水戸市, 笠間市, 勝田市, 東茨城郡全域, 西茨城郡全域, 那珂町, 瓜連町, 東海村 |
| 12 | 6 | 金 | 県 南 | 経験者 | 取手市 市民会館 | 取手市, 藤代町, 利根町, 守谷町, 谷田部町, 伊奈村, 谷和原村, 豊里町, 竜ヶ崎市, 牛久町, 茎崎村, 江戸崎町, 桜川村, 新利根村, 河内村, 美浦村, 東村 |
| 13 | 11 12 | 水 木 | 〃 | 初心者 | 〃 | 〃 |
| 14 | 13 | 金 | 〃 | 経験者 | 土浦市 市民会館 | 土浦市, 石岡市, 玉里村, 八郷町, 阿見町, 筑波町, 大穂町, 桜村, 千代田村, 出島村, 新治村 |
| 15 | 17 18 | 水 木 | 県 北 | 初心者 | 大子町 中央公民館 | 常陸太田市, 久慈郡全域, 大宮町, 山方町, 美和村, 緒川村 |
| 16 | 8・8 | 水 | 全 県 | 経験者 | 水戸市 県民文化センター小ホール | 県内全域 |
| 17 | 27 28 | 月 火 | 県 北 鹿 行 | 初心者 | 那珂町 茨城県林業試験場 | 県北・鹿行農林事務所管内全域 |
| 18 | 29 30 | 水 木 | 県 南 西 | 〃 | 土浦市 茨城県県南合同庁舎 | 県南・県西 〃 |

- (注) 1 受付時間 初心者 第1, 第2日 午前8時0分～午前8時30分
 経験者 午前8時30分～午前9時0分
- 2 受講時間 初心者 第1日 午前8時30分～午後5時0分
 第2日 午前8時30分～午後4時0分
 経験者 午前9時0分～午後5時0分
- 3 受講資格 茨城県内に住所を有する満20才以上の男女で本年度に狩猟免許の資格を得ようとする方です。
 ◇経験者とは過去3ヶ年以内に狩猟免許を1回受けた方です。

- 4 受講申込 「狩猟者講習会受講申込書」(規定)を用い「受講手数料」(茨城県収入証紙を貼付する)と「住民票抄本」を添え、住所地の県猟友会支部を通じ所轄の農林事務所へ開催日の7日前までに申し込んで下さい。
◇講習会当日の申し込みは一切受付いたしません。申込書は県猟友会の各支部または農林事務所の担当係にあります。
- 5 受講人員 初心者1会場の受講人員は200名程度とし、受付先着順でメ切ります。

茨城県告示第468号

岩崎江堰土地改良区が行なおうする宇留野地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
宇留野地区土地改良事業の写し
岩崎江堰土改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
昭和5月14日から昭和6月2日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
大宮町役場

茨城県告示第469号

昭和48年4月14日付で筑波町長原十郎から認可申請のあつた洞下君島地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類の名称
洞下君島地区換地計画書
- 2 縦 覧 期 間
昭和48年5月8日から昭和48年5月28日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
筑波町役場

茨城県告示第470号

昭和48年3月28日付で那珂湊市長薄井三郎から認可申請のあつた部田野浦見地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類の名称

部田野浦見地区換地計画書

2 縦覧期日

昭和48年5月8日から昭和48年5月28日まで

3 縦覧の場所

那珂湊市役所

茨城県告示第471号

昭和48年1月23日付で認可申請のあつた真壁中部土地改良区・羽鳥地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

昭和48年5月14日から昭和48年6月4日まで

3 縦覧場所

真壁町役場

茨城県告示第472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和48年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 路 線 名 | 道 路 の 区 間 | 旧新 の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|-----------------------------------|------------------------------|----------|-----------------------------|----------------|-----|
| 一般国道 293号線 県道 烏山御前山線 | 那珂郡緒川村大字上小瀬 字館前原1396番の1から | 旧 | メートル 最大 12.50 最小 3.00 | メートル 792.30 | |
| | 那珂郡緒川村大字上小瀬 字寺下2183番の3まで | 新 | 最大 42.00 最小 9.00 | 630.00 | |
| 県道 下檜沢上小瀬線 | 那珂郡美和村大字下檜沢 字森後3907番から | 旧 | 最大 7.50 | 4,454.10 | |
| | 那珂郡緒川村大字上小瀬 字下町2061番まで | | 最小 3.60 | | |
| | 那珂郡美和村大字下檜沢 字森後3907番から | 新 | 最大 7.50 | 4,657.10 | |
| 那珂郡緒川村大字上小瀬 字岩倉1402番の1まで | 最小 3.60 | | | | |

茨城県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年5月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------------------------|---|---------------|
| 一般国道293号線 県道烏山御前山線 | 那珂郡緒川村大字上小瀬字館前原 1396番の1から 那珂郡緒川村大字上小瀬字寺下 2183番の3まで | 昭和48年5月1日 |
| 県道下檜沢上小瀬線 | 那珂郡緒川村大字上小瀬字下町 2061番から 那珂郡緒川村大字上小瀬字岩倉 1402番の1まで | 昭和48年5月1日 |

茨城県告示第474号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したの
で、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 施行者の名称 古 河 市

2 都市計画事業種類及び名称

古河総和都市計画道路事業 3.4.2 横山大山線

3 事業施行期間

昭和43年10月21日から昭和53年3月31日まで

4 事業地

昭和45年8月13日茨城県告示第1098号の事業地に古河市大字坂間字新田, 大字中田字稲荷谷, 浦谷, 清水, 内田, 堀ノ内, 寺ヶ谷, 大字中田新田字道先, 向原を加える。

茨城県告示第475号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

| 番 号 | 指定年月日 | 指 定 の 位 置 | 道路幅員及び延長 | |
|-----|--------|---|----------|---------|
| | | | 幅 員 (m) | 延 長 (m) |
| 1 | 48.5.1 | 勝田市石川六ツ間3378—32, 33, 3379—78の一部 3379—79, 3379—81の一部 | 4.00 | 35.00 |
| 2 | 〃 | 那珂郡大宮町羽金堂1247—5 | 4.00 | 29.70 |
| 3 | 〃 | 水戸市笠原町1223—1の一部, 6の一部, 7, 8の一部, 13の一部, 18の一部, 19, 20の一部, 25の一部, 1224—1の一部 | 5.00 | 215.11 |

B

| | | | | |
|---|--------|----------------------------|------|-------|
| 1 | 48.5.1 | 竜ヶ崎市字古城3131—28, 64, 65, 66 | 4.00 | 20.80 |
|---|--------|----------------------------|------|-------|

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員告示第5号

昭和48年度芸術文化活動事業補助金交付要項を次のように定める。

昭和48年5月1日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

昭和48年度芸術文化活動補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県民文化センターを利用して芸術文化の振興に寄与する事業を行なう者に対し、茨城県教育委員会は予算の範囲内において使用料の一部を助成するものとし、当該補助金については、茨

城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助事業等、補助事業者等及び補助額)

第2条 規則第2条第2項及び第3項に規定する補助事業等及び補助事業者等は、次のとおりとする。

| 補 助 事 業 | 補 助 事 業 者 | 補 助 率 |
|----------------------------------|---|--|
| 県民文化センターを利用して行なう本県芸術文化の振興に寄与する事業 | 1 芸術文化事業を行なう団体 | 大ホール・小ホール・一般展示室のうち使用部分の施設使用料の2分1以内(ただし、リハーサル展示準備期間の使用料は除く。) |
| | 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校の幼児、児童、生徒及び大学の学生並びにこれらの者の父兄を対象として芸術文化事業を行なう学校教育関係団体 | 大ホール・小ホール・一般展示室のうち使用部分の施設使用料の3分の2以内(ただし、リハーサル展示準備期間の使用料は除く。) |

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、芸術文化活動事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、使用日前1カ月までに茨城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 当該事業に係る収支予算書(様式第3号)
- (3) その他必要と認められる書類

第4条 規則第7条の規定による通知は、芸術文化活動事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により行なうものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号の1に該当する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者が補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助事業者が補助事業計画を変更しようとするとき。

(実績報告書)

第6条 規則第13条の規定により補助事業者が教育長に提出する補助事業実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業の完了後10日までに提出しなければならない。
(補助金の交付)

第7条 補助金は精算払いにより交付する。

様式第1号

年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

住 所

団 体

代表者名

印

芸術文化活動事業補助金交付申請書

茨城県補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助金受領方法

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

| | | |
|------|----|----|
| 振込銀行 | 銀行 | 支店 |
| 口座名義 | | |

上記のいずれかに○印を付すること。

様式第2号

事 業 計 画 書

1 事 業 名

2 事業内容の概要及び目的

3 会場の使用箇所名及び使用料

4 使 用 期 日

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

5 参加範囲及び人員

6 そ の 他

様式第3号

収 支 予 算 書

| 項 目 | 金 額 | 摘 要 |
|--------|-----|-----|
| 1 収入の部 | | |
| (1) | | |
| (2) | | |
| (3) | | |
| 計 | | |
| 2 支出の部 | | |
| (1) | | |
| (2) | | |
| (3) | | |
| 計 | | |

様式第4号

文 第 号
昭和 年 月 日

(団 体) 殿

茨城県教育委員会教育長

芸術文化活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた芸術文化活動事業補助金について、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業等の内容
- 3 補助条件に関する事(要項に条件を規定しなかつた場合または要項の条件以外を付する場合に限る。)
- 4 決定内容に不服がある場合の取下げ期限に関する事(申請のとおり決定した場合は不要である。)

様式第5号

年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

住 所

団 体

代表者名

㊞

昭和48年度芸術文化活動事業補助金実績報告書

昭和 年 月 日付けにより補助金の交付の対象となつた事業が完了しましたので、その実績を別紙のとおり報告します。

別 紙

実 績 報 告 書

- 1 事 業 名
- 2 会場の使用個所名及び使用料
- 3 使 用 期 間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 参 加 者 数
- 5 事 業 の 効 果
- 6 その他参考となる事項 (目録・プログラム・県民文化センター使用料計算書の写し等添付)

収 支 精 算 書

| 項 目 | 金 額 | 摘 要 |
|--------|-----|-----|
| 1 収入の部 | 円 | |
| (1) | | |
| (2) | | |
| (3) | | |
| 計 | | |
| 2 支出の部 | | |
| (1) | | |
| (2) | | |
| (3) | | |
| 計 | | |

公 告

●争議行為の通知の公表

水戸市衛生事業労働組合執行委員長桑名徳次から昭和48年4月23日次のとおり争議行為を行なう旨の通知があつたので労働関係調整法施行令(昭和21年10月)第10条の4の規定により公表する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 事 件
賃上げおよび時間短縮の要求
- 2 日 時

昭和48年5月4日以降、本問題の完全解決に至るまで

3 場 所

水戸衛生事業(株)の管轄する水戸市一円および会社内

4 概 要

あらゆる形の争議行為を行なう。

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道石塚石岡線道路改良工事

3 立ち入るとする土地の区域

東茨城郡常北町大字増井字並木、字西原、字権現山、字烏久保、字西内、字豆田、字北曾根原、字南曾根原及び字不動下地内

〃 〃 大字下青山字谷津及び字天竺地内

〃 〃 大字上入野字高添、字根道、字大川内、字七上及び字野沢原地内

〃 〃 大字磯野字郷西地内

4 立ち入ろうとする期間、

昭和48年5月1日から昭和49年3月10日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道笠間常陸太田線道路改良工事

3 立ち入るとする土地の区域

笠間市大字大橋字中山、字銀魚窪及び字八重咲地内

東茨城郡常北町大字下古内字原後、字車地藏、字西久保、字上宿、字本堂、字門前、字地平、字中山、字道仲郷、字古笹後、字稲荷前、字宿、字宿後、字片宿、字小滝、字近入、字柿平及び字檜当地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和48年5月1日から昭和49年3月20日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年4月12日に完了したことを公告する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行区域に含まれる区域の名称
那珂郡那珂町大字菅谷字寄居1558番地, 1560番地, 1561番地, 1559番地の1, 1559番地の2
- 2 事業主の住所及び氏名
日立運輸東京モノレール株式会社茨城営業部
取締役営業本部長 福 田 久 雄

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年3月22日に完了したことを公告する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行区域に含まれる区域の名称
猿島郡総和町大字上辺見字関面176番地, 176番地—1, 178番地—1
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都荒川区東日暮里6丁目28番5号
株式会社坂入産業
坂 入 正 昭

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年10月24日に完了したことを公告する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行区域に含まれる区域の名称
猿島郡境町連地1155番地—5, 1155番地—31, 1155番地—32, 1155番地—33, 1155番地—46の1部, 1155番地—47
- 2 事業主の住所及び氏名
猿島郡境町山神町1146
株式会社遠藤螺子工業
代表取締役 遠 藤 宰 平

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項第3号の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年4月17日に完了したことを公告する。

昭和48年5月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域の名称

那珂湊市山ノ上6322番地の1の1部

2 許可を受けた者の住所及び氏名

那珂湊市和田ノ上370番地

那珂湊市長 薄 井 三 郎

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所